

# 臺灣の港湾砲臺

社説

可しと云ふ豫算の調製は政府部内の事にして實際の如きを知らざるも若しも果して事實ならんには其緩慢に驚かざると得ず彼の内地にはたゞ一道路も開け能く何を知らざるも若しも果して事實ならんには其緩慢に驚かざると得ず彼の内地にはたゞ一道路も開け能く

臺灣の警察擴張に付き費用支出の止むを得ざる次第は前號に論じたるが尙ほ開港の施設上に急を要するものは港湾及び砲臺の建築なり聞く所に據れば右の兩費用は經費多端の理由を以て明年度の豫算にも上の能はざるの勢なるが故に多分明後年に非ざれば着手を得ざる

可しと云ふ豫算の調製は政府部内の事にして實際の如きを知らざるも若しも果して事實ならんには其緩慢に驚かざると得ず彼の内地にはたゞ一道路も開け能く

臺灣の警備擴張に付き費用支出の止むを得ざる次第は前號に論じたるが尙ほ開港の施設上に急を要するものは港湾及び砲臺の建築なり聞く所に據れば右の兩費用は經費多端の理由を以て明年度の豫算にも上の能はざるの勢なるが故に多分明後年に非ざれば着手を得ざる

可しと云ふ豫算の調製は政府部内の事にして實際の如

きを知らざるも若しも果して事實ならんには其緩慢に驚かざると得ず彼の内地にはたゞ一道路も開け能く

臺灣の警備擴張に付き費用支出の止むを得ざる次第は前號に論じたるが尙ほ開港の施設上に急を要するものは港湾及び砲臺の建築なり聞く所に據れば右の兩費用は經費多端の理由を以て明年度の豫算にも上の能はざるの勢なるが故に多分明後年に非ざれば着手を得ざる

大臣に命ぜられたしと云ふにありとの事を聞かなければ林公使は遠に其有無を總署に問ひ合せしに未だ何たる返答なしと云ふ抑も清國が外國人の製造品に一割の課税をなさんとするは固より無妄たる免れず彼の通商條約別列の際も清廷は五分の課税を申出でたるものなれば設合ひ彼の一項が過般の條約中に明記せられずして後の協定に譲られどはいへ前論を省みずして突然一割を課税せんとするふとは蓋し之あるまじ左されど斯る上奏文の新聞に載せられて確に總理衙門の原稿と記されたるを清廷が取消さるより視れば斯の如き内記の跡形なきにもあらざるか鬼も角も此問題の早晚再燃すべきは疑を容れざれば豫め之を研究するの必要な記にあらず

抑も清國の外國貿易年々の増加は統計上に明にして而燃すべきは疑を容れざれば豫め之を研究するの必要な記にあらず

も外國輸入品中において特に本邦品の年一年に増加せ

るは争ふべからざる事實たり是全く日本の常制銀貨本位なると勞銀の低廉なると支那との距離も歐米の如く

遠隔ならず隨て運賃保険料等を多く要せざるに由る

思ふに支那無限の需用向後益々開發せらるゝに隨て其

利益を受くるみと最も大なるものは日本なり此利益は

永遠專占保持せらるべきものなるに若し各國人皆支那に製造業を始むるを得とせば其結果は如何目下日本の

製造業中特に盛大と極むる彼の紡織の如きは清國産

の勝敗に論なく支那に製造の盛大を致せば日本の製造

は之に妨げらるべきなり

第四條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第二百九十九號 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 指揮務大臣副署

第五條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第六條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第七條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第八條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第九條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十一條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十二條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十三條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十四條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十五條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十六條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十七條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十八條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第十九條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十一條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十二條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十三條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十四條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十五條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十六條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十七條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十八條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第二十九條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第三十條 北海道衛生會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

の利権は自由製造を與すにあらずして却て課税の権を支那に許す事より其稅額は多分相方の利益を計りて五ヶ年定期の際も清廷は五分の課税を申出でたるものなれば設合ひ彼の一項が過般の條約中に明記せられずして後約定に譲られどはいへ前論を省みずして突然一割を課税せんとするふとは蓋し之あるまじ左されど斯る上奏文の新聞に載せられて確に總理衙門の原稿と記されたるを清廷が取消さるより視れば斯の如き内記の跡形なきにもあらざるか鬼も角も此問題の早晚再燃すべきは疑を容れざれば豫め之を研究するの必要な記にあらず

抑も清國の外國貿易年々の増加は統計上に明にして而燃すべきは疑を容れざれば豫め之を研究するの必要な記にあらず

も外國輸入品中において特に本邦品の年一年に増加せ

るは争ふべからざる事實たり是全く日本の常制銀貨本位なると勞銀の低廉なると支那との距離も歐米の如く

遠隔ならず隨て運賃保険料等を多く要せざるに由る

思ふに支那無限の需用向後益々開發せらるゝに隨て其

利益を受くるみと最も大なるものは日本なり此利益は

永遠專占保持せらるべきものなるに若し各國人皆支那に製造業を始むるを得とせば其結果は如何目下日本の

製造業中特に盛大と極むる彼の紡織の如きは清國産

の勝敗に論なく支那に製造の盛大を致せば日本の製造

は之に妨げらるべきなり